

令和7年度

PTA総会資料

議 事

- (1) 令和6年度 活動報告
- (2) 令和6年度 決算報告
- (3) 令和6年度 会計監査報告
- (4) 令和7年度 役員候補者
- (5) 令和7年度 活動計画案
- (6) 令和7年度 予算案
- (7) PTA 規約の改訂

港南中学校 PTA 活動報告

本部

令和6年度役員 会長 : 澤田 昌輝
 副会長 : 井筒 芙美子、小野 直子、鈴木 令奈、宮本 幸子
 総務 : 岡田 綾子、外園 智子、吉田 奈穂子
 会計 : 上野 奈緒美、立見 英樹、吉田 知生
 会計監査 : 小倉 桂子、寺島 恵理子

<定例会の開催> 全4回

2024 年	7 月 8 日(月)	第1回 PTA 定例会
	9 月 14 日(土)	第2回 PTA 定例会
	11 月 2 日(土)	第3回 PTA 定例会
2025 年	2 月 15 日(土)	第4回 PTA 定例会

<PTA本部行事>

2024 年	4 月 8 日(月)	2024 年 3 月期会計監査
	4 月 30 日(火)	PTA 総会(書面)・引き継ぎ会
	9 月 14 日(土)	制服リサイクル
2025 年	2 月 15 日(土)	制服リサイクル

<学校行事への協力>

2024 年	4 月 9 日(火)	入学式
	5 月 7 日(火)	港南中評議員会
	5 月 24 日(金)	英検試験官お手伝い
	6 月 1 日(土)	運動会お手伝い
	9 月 11 日(水)	給食試食会
	9 月 14 日(土)	学校評議会
	10 月 4 日(金)	英検試験官お手伝い
	10 月 19 日(土)	合唱コンクール受付
	11 月 14 日(木)	保健委員会
2025 年	2 月 15 日(土)	港南中運営協議会
	3 月 19 日(水)	卒業式

＜港区立中学校 PTA 連合会(略称:中P連)への参加＞

2024 年	4 月 18 日(木)	PTA 連合役員会
	5 月 8 日(水)	PTA 連合総会 役員会
	7 月 18 日(木)	PTA 連合役員会
	9 月 19 日(木)	PTA 連合役員会
	11 月 21 日(木)	PTA 連合役員会
	12 月 19 日(木)	PTA 連合役員会
2025 年	1 月 16 日(木)	PTA 連合役員会
	3 月 6 日(木)	PTA 連合役員会

＜地域活動への参加・協力＞

2024 年	4 月 9 日(火)	港南連合会議
	4 月 16 日(火)	芝浦5団体会議
	4 月 26 日(金)	桜祭り実行委員会
	5 月 10 日(金)	地区委員会総会
	5 月 14 日(火)	港南連合会議
	5 月 21 日(火)	芝浦5団体会議
	5 月 25 日(土)	港南小スポーツフェスタ
	6 月 11 日(火)	港南連合会議
	6 月 15 日(土)	防災ネットワーク総会
	6 月 18 日(火)	芝浦5団体会議
	7 月 9 日(火)	港南連合会議
	7 月 13 日(土)	芝浦二丁目祭り
	7 月 16 日(火)	芝浦5団体会議
	7 月 25 日(木)	防災ネットワーク
	7 月 27 日(土)	港南夏祭り・芝浦祭り
	7 月 31 日(水)	RSD アクション活動報告会
	8 月 3 日(土)	海岸まつり
	8 月 20 日(火)	芝浦5団体会議
	8 月 24 日(土)	プラリバ港南花火大会
	9 月 10 日(火)	港南連合総会
	9 月 14 日(土)	プレ防災
	9 月 15 日(日)	芝浦5団体会議
	9 月 27 日(金)	防災ネットワーク
	9 月 28 日(土)	プラリバ祭りお手伝い
	10 月 8 日(火)	港南連合会議
	10 月 15 日(火)	芝浦5団体会議
	10 月 16 日(水)	品ハロ飾りつけ

2024 年	10 月 20 日(日)	芝浦アイランド島祭り
	10 月 24 日(木)	防災ネットワーク
	11 月 2 日(土)	総合防災訓練
	11 月 9 日(土)	港南小学校周年式典
	11 月 12 日(火)	港南連合会議
	11 月 16 日(土)	高輪台小周年式典
	11 月 18 日(月)	芝浦5団体会議
	12 月 1 日(日)	芝浦2丁目餅つきイベント
	12 月 4 日(水)	桜祭り実行委員会
	12 月 10 日(火)	港南連合会議
	12 月 15 日(日)	海岸通り町内会餅つきイベント
	12 月 17 日(火)	港区将来ビジョン策定委員会
	12 月 17 日(火)	芝浦5団体会議
2025 年	1 月 10 日(金)	港区賀詞交歓会
	1 月 14 日(火)	港南連合会議
	1 月 18 日(土)	芝浦幼稚園周年式典
	1 月 21 日(火)	芝浦5団体会議
	2 月 1 日(土)	青少年地区委員会賀詞交歓会
	2 月 10 日(月)	小学校 PTA 連合賀詞交歓会
	2 月 18 日(火)	芝浦5団体会議
	3 月 18 日(火)	芝浦5団体会議
	3 月 30 日(日)	港南ふれあい桜祭運営手伝い

令和6年度 決算報告書

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算	決 算	対予算増減	備 考
繰 越 金	629,056	629,056	0	令和5年度より
普 通 会 費	702,000	670,000	-32,000	2000円(12か月)×308世帯+教職員分
貯 金 利 息	0	62	62	普通貯金利息
雑 収 入	0	0	0	
合 計	1,331,056	1,299,118	-31,938	

2. 支出の部

科 目		予 算	決 算	対予算増減	備 考
運 営 費	会 議 費	50,000	18,000	32,000	本部会議費
	通 信 費	5,000	0	5,000	今回は特に消化しなかった
	消 耗 品 費	5,000	220	4,780	印刷物削減のため
	器 具 備 品	0	0	0	
	渉 外 費	50,000	67,000	-17,000	
	PTA 行 事 費	200,000	100,098	99,902	運動会準備品、卒業式お花代に使用
	小 計 ①	310,000	185,318	124,682	
	一般活動費	100,000	96,300	3,700	救命救急講習会テキスト代(2年分)
	小 計 ②	100,000	96,300	3,700	
	研 修 費	50,000	0	50,000	今回実施しなかった
	交 通 費	10,000	0	10,000	今回は特に消化しなかった
	生 徒 福 祉 金	111,000	112,000	-1,000	卒業記念(3年)1,000円×112名分
	連 合 会 分 担 金	33,600	33,500	100	中P連100円×335名(生徒数)
	小 計 ③	204,600	145,500	59,100	
そ の 他	周年行事積立金	70,200	70,200	0	
	手 数 料	3,000	860	2,140	振込手数料
	教育支援費	100,000	63,452	36,548	雑誌寄贈分
	雑 費	0	0	0	
	小 計 ④	173,200	134,512	38,688	
合計(①+②+③+④)		787,800	561,630	226,170	
予 備 費		543,256	21,713	521,543	慶弔金等
総 合 計		1,331,056	583,343	747,713	

3. 収支の部

(単位:円)

前年度繰越金	今年度会費収入	貯金利息	雑収入	今年度支出	次年度繰越金
629,056	670,000	62	0	583,343	715,775

4. 周年行事積立明細

科目	予算	決算	対予算増減	備考
繰越金	0	1,310,320	0	
令和6年度積立金	70,200	70,200	0	
貯金利息	0	67	67	
合計	70,200	1,380,587	67	

令和7年4月8日

上記のとおり決算報告いたします。

会長

澤田 昌輝

会計

吉田 知生

上野 奈緒美

立見 英樹

上記のとおり決算に相違ないことを報告いたします。

会計監査

寺島 恵理子

小倉 桂子

令和7年度 役員候補者

令和6年度役員候補者推薦委員会 委員長 北村 麻由子

役職名	氏名	生徒の学年
代表役員*	有賀 涼子	1
代表役員*	上原 優子	2
代表役員*	大星 美佐子	1
代表役員*	小野 直子	2
代表役員*	クレンズマン 樹里	1
代表役員*	十川 愛子	2
代表役員*	武藤 知子	2
代表役員*	相田 雅行	学校
総務	岡田 綾子	3
総務	長嶺 麻綾	2
総務	藤ノ木 佳史	2
総務	吉田 奈穂子	3
総務	柴田 恭慶	学校
会計	鈴木 聡子	2
会計	立見 鈴子	2
会計	吉田 千夏	2
会計	清水 祥彦	学校
会計監査	岡本 亜美	3
会計監査	栗林 冬子	3

*役職名「代表役員」に関しては PTA 規約の変更が必要であり、変更の承認をもって正式決定とする。

令和7年度 活動計画案

本部

▶ 活動

- ・ PTA 定例会の開催(学期毎に1回程度)
- ・ PTA 課題の抽出、検討
- ・ 学校行事の協力
- ・ 港区中学校 PTA 連合会への参加
- ・ 地域活動への協力・参加
- ・ 卒業対策委員会の発足・運営補佐

▶ 体制

保護者ボランティア『行事サポーター』と、本部役員で運営します。

また PTA 本部内に「学年担当」を設けることで各学年との連携を図ります。

令和7年度 予算案

1. 収入の部

単位 :円)

科 目	予 算	備 考
繰 越 金	715,775	令和6年度より
普 通 会 費	648,000	2000円(12ヵ月)× 生徒世帯数+教職員324名)
合 計	1,363,775	

2 支出の部

科 目	予 算	備 考
運 営 費	会 議 費	30,000 定例会、卒体委員打合せ等
	通 信 費	5,000 郵送代
	消 耗 品 費	5,000 印刷、事務用品等
	器 具 備 品 費	0
	渉 外 費	50,000 地域会議参加費用等
	P T A 行 事 費	150,000 運動会準備金、入学式お花代等に使用
	一般活動費	50,000 救命講習会
	研 修 費	50,000 中P連会議参加費用等
	交 通 費	10,000 交通費
	生 徒 福 祉 金	121,000 卒業記念1,000円×121名分 3学年)
	連 合 会 分 担 金	34,000 中P連分担金 100円×340名分 生徒数)
	小 計 ①	505,000
	周 年 行 事 積 立 金	64,800 200円× 生徒世帯数+教職員324名)
	手 数 料	3,000 振込手数料
	教 育 支 援 金	70,000 寄贈雑誌年間購読料
	雑 費	0
	予 備 費	100,000
	繰 越 金	620,975
	小 計 ②	858,775
	合 計 (① + ②)	1,363,775

3. 60周年行事積立金

令和6年度迄繰越金	令和7年度予算	合 計
1,380,587	64,800	1,445,387

PTA 規約 改訂

【令和7年度 PTA 規約改訂ポイント】

1. 会長・副会長を代表役員に再編し、従来の役割を継承
2. 推薦委員会を廃止し、会員からの推薦(自己推薦含む)と総会承認による役員選出に変更
3. 総会および定例会における定足数規定の削除
4. 定例会の議決権を、利害関係者を除く全員が有するよう明確化
5. 顧問の設置を、必須から任意へ変更

港区立港南中学校 PTA 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は港区立港南中学校 P T A (以下、港南中学校 P T A と称す) と称する。

(設立日)

第1条の2 本会の設立日は、昭和 38 年 5 月 11 日とする。

(所在地)

第1条の3 本会(事務局含む)を港区立港南中学校(以下、港南中学校と称す)東京都港区港南四丁目三番三号に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校、家庭、地域社会の連携を促し、生徒の健やかな成長と幸せな未来を育むことを目的とする。

第二章 会員および入退会

(会員)

第3条 本会は保護者と教職員を会員とする任意団体である。

2. (加入および退会)

港南中学校生徒の保護者は港南中学校 P T A に加入するものとする。但し退会を希望する者は別に定める「退会届」を提出することによってできるものとする。

第三章 方針および活動

(方針)

第4条 本会は次に定める方針に従って活動する。

- (1) 学校の人事や管理に対する強制力を持たない。
- (2) 特定の政党や宗教との関係を持たない。
- (3) 営利を目的とした活動を行わない。

(活動)

第5条 本会は以下の機能を担う。

- (1) 生徒と学校の関わりを支援する。
- (2) 家庭と学校の関わりを支援する。
- (3) 地域社会と学校の関わりを支援する。
2. これらの機能は下記の活動により定義される。
 - (1) P T A 行事の実施および協力。
 - (2) 活動のための会議の開催と P T A 活動内容の周知。
 - (3) P T A 会費の適正な管理。
 - (4) 同好会の設置や講演会・講習会などの開催。
 - (5) 校外活動。
 - (6) 広報活動。
 - (7) 他港区立中学校 P T A との連携。
 - (8) その他必要な諸活動。

第四章 組織

第6条 本会には会務運営のために本部と委員会を設置する。

(1) 本部

(2) 委員会

ア 会計監査委員会

~~イ 役員候補者推薦委員会~~

~~イウ 卒業対策委員会~~

~~ウエ 特別委員会~~

第五章 本部役員および活動

(役職および構成)

第7条 本部は次の役員で構成される。

- (1) 代表役員会長 4名以上(内教職員 1名) 1名
- ~~(2) 副会長—3名以上(内教職員 1名)~~
- ~~(23) 総務 3名以上(内教職員 1名)~~
- ~~(34) 会計 3名以上(内教職員 1名)~~

(業務)

第8条 本部役員の業務は次のとおりとする。

- (1) 代表役員はそれぞれ本会を代表し、次の業務を行う。
ア 本会の準備・通知を行い、本部並びに関係者との連携を図る。

イ 地域、行政等関係組織との連携を図る。

~~会長は本会を代表し、会務を統括する。~~

~~(2) 副会長は次の業務を行う。~~

~~ア 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。~~

~~イ 本会の準備・通知を行い、本部並びに関係者との連携を図る。~~

~~ウ 地域、行政等関係組織との連携を図る。~~

~~(23) 総務は次の業務を行う。~~

~~ア 本会の定例会日より、総会資料等の作成。~~

~~イ 本会の活動に関する記録並びに関係書類・データの保管。~~

~~ウ 本会の運営を円滑に行うための各種事務並びに本会有する備品の管理。~~

~~(34) 会計は次の業務を行う。~~

~~ア 総会で決定した予算に基づいた収支管理。~~

~~イ 決算報告、予算案の作成。~~

~~ウ 現金の出納および帳簿の作成を含む経理業務。~~

(任期)

第9条 役員の任期は 1 年とする。

- (1) 再任はこれを妨げない。
- (2) 補欠として就任した本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 本部役員の兼任は認めない。

(選出)

第10条 本部役員は会員の推薦(自己推薦を含む)を受け、役員候補者推薦委員会で候補者として挙げられ、総会の承認を経て選出される。なお、教職員の選出は、学校に一任する。

第六章 会計監査委員会

(会計監査委員会)

第11条 本会の会計を監査するために、会計監査委員を 2 名置く。

(業務)

第12条 会計監査を中学校の学期ごとに実施し、報告を行う。

(任期)

第13条 委員の任期は 1 年とする。

(選出)

第14条 委員の選出方法は本部役員選出方法に準ずる。

第七章 役員候補者推薦委員会

(役員候補者推薦委員会)

第15条 役員候補者推薦委員会は次年度の本部役員候補者を選出する。

(構成)

第16条 役員候補者推薦委員会は、学年ごとに若干名ずつ選出された委員で構成され、下記を選出する。

(1) 委員長—1名以上

(2) 副委員長—1名(教職員)

(任期)

~~第17条 委員の任期は 1 年とする。~~

(選出)

第18条 役員候補者推薦委員の選出については次のとおりとする。

(1) 学年ごとの互選により若干名

(2) 定例会の互選により 1 名

(3) 教職員の互選により 1 名

(4) 役員候補者推薦委員は本部役員候補の対象とはならない。

第七章 卒業対策委員会

(卒業対策委員会)

第15-19条 卒業対策委員会は、港南中学校を卒業する見込みの生徒の保護者等が、生徒の卒業に伴い実施する各種事業を円滑に進めることを目的とする。

(事業)

第16-20条 卒業対策委員会は、次の事業を実施する。

- (1) 卒業記念アルバム作成に制作に関する業務
- (2) 卒業を祝う会等に関する事業
- (3) 記念品等の準備に関する事業
- (4) その他卒業にあたり実施する事業

(役員)

第1721条 卒業対策委員会の役員は、次のとおりとし、役割等は卒業対策委員会会則に準ずる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 書記 1名以上
- (3) 会計 1名以上

(経費)

第1822条 卒業対策委員会の事業は、次の経費により実施する。

- (1) 会費
- (2) 区補助金
- (3) その他

第八章 特別委員会

(特別委員会)

第1923条 必要のある場合は、定例会の決議により特別委員会を置くことができる。

第九章 会議

(会議)

第2024条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 定例会
- (3) その他必要だと総会、定例会で認められた会議

(総会)

第2125条 総会は全会員で構成される本会最高の決定機関であり、次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年度当初に開催する。
- (2) 臨時総会は定例会が必要と認めた場合、もしくは会員の三分の一以上の要求があった場合に開催する。

(総会の決議事項)

第2226条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 港区立港南中学校PTA規約の改定
- (2) 本部役員の承認
- (3) 会計監査委員の承認
- (4) 予算・決算の承認
- (5) 重要な会務活動の承認
- (6) 定例会で決定できない重要な事項

(総会の定足数)

第27条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない場合は、委任状の提出により出席者の数に加える。

(総会の決議)

第2328条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て成立する。

(定例会)

第2429条 定例会は総会に次ぐ議決機関であり、代表役員会長の招集によって開催される。

2. 定例会は会員に公開される。

(定例会の構成)

第2530条 定例会の構成は次のとおりとする。

- (1) 本部役員
- (2) 会計監査委員各委員長

2. 議決権は本部役員副会長、総務、会計、および部長が持つ。

3. 本部役員が議案の利害関係者となる場合、当該本部役員会長、議長の議決権はないものとする。

4. 会員による代理出席はこれを認める。

(定例会の審議、執行事項)

第2631条 定例会は、総会に提出する議案の審議調整、総会の決議に基づく会務執行を行う。

(定例会の定足数)

第32条 定例会は、定例会構成会員数の半数以上の出席を以て成立する。

(定例会の決議)

第2733条 定例会の決議は定例会議決権を持つ者の出席者の過半数を以て承認される。

第十一章 会計

(収入)

第2834条 本会の経費は、会費、その他の収入による。

(資産の使途)

第2935条 本会の資産は第2条の目的以外のことに使用してはならない。

(会費)

第3036条 本会の会費は、一世帯につき規定の額を徴収する。ただし、やむを得ない事情があり、会費の徴収が困難な場合には、本部はその旨を定例会に報告し、定例会ではその減免措置などについて協議し、決定する。

(会計年度)

第3137条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第3238条 予算は本部が原案を作成し、総会で報告され、承認を得なければならない。

(決算)

第3339条 決算は総会で報告され、承認を得なければならない。

(規定)

第3440条 第2841条から第3346条に定めるもののほか、会計に関して必要な事項は、港区立港南中学校PTA会計規程で定める。

第十一章 雑則

(校長)

第3541条 校長は本会が開催する全ての活動に出席して意見を述べることができるが、議決権を持たない。

(顧問)

第3642条 本会に顧問を置くことができる。本会の会長・副会長経験者を顧問の候補とする。

2. 顧問は本部役員経験者の中から定例会の指名により候補とする。

3. 顧問は本人の同意を得た上で、総会で承認される。

4. 本会が開催するすべての活動に出席して意見を述べることができる。

5. 代表役員会長の指示により、本会の業務を支援する。

6. 任期は本部役員の任期に準ずる。

(相談役)

第3743条 本会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は顧問の中から定例会会長の指名により選出される。

3. 若干名とする。

4. 本会の決議事項における議決権を持たない。

5. 代表役員会長の指示により、本会の業務を支援する。

6. 任期は本部役員の任期に準ずる。

(慶弔規定)

第3844条 本会の慶弔規程は別に定める。

附則

(改正経過)

昭和38年5月11日 制定

昭和43年4月27日 一部改正

昭和45年4月25日 一部改正

昭和49年4月27日 一部改正

昭和51年3月23日 一部改正

昭和59年4月28日 一部改正

昭和60年4月27日 一部改正

昭和63年4月30日 一部改正

平成3年4月27日 一部改正

平成11年4月17日 一部改正

平成21年4月25日 一部改正

平成30年2月17日 一部改正

令和3年5月8日 一部改正

令和4年5月7日 一部改正

令和6年4月30日 一部改正

令和7年4月30日 一部改正予定